

## まこまる運営協議会会則

### (目的)

第1条 旧真駒内緑小学校（まこまる）に入居する各事業者の連携により、真駒内駅前地区まちづくり指針（平成25年5月策定。以下「指針」という。）の目的に資する多世代交流・地域連携事業の一層の充実を目指すとともに、施設（建物及び敷地）の適正な運営管理に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この会則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設：旧真駒内緑小学校の校舎、体育館及び敷地（別図の範囲）
- (2) 多世代交流・地域連携事業：指針の当面の取組として規定する多世代交流・地域連携の場を創出する取組のうち事業者が連携・協力して実施する事業

### (構成員)

第3条 この運営協議会は次のもので構成する。

- (1) 子どもの体験活動の場：公益社団法人札幌市子ども会育成連合会
- (2) 南区保育・子育て支援センター：札幌市子ども未来局子育て支援部南区保育・子育て支援センター  
：合同会社むすびや
- (3) 教育支援センター真駒内・まこまる教育相談室：札幌市教育委員会  
児童生徒担当部教育相談担当課

### (事業)

第4条 この運営協議会は、次の事業を行う。

- (1) 多世代交流・地域連携事業  
まこまるに入居する事業者が連携・協力して実施する事業の企画、実施及び施設の有効活用等
- (2) 施設の維持管理  
敷地の管理、除雪、共用設備の法定点検等

### (会長等)

第5条 会長は、第3条に規定する構成員の代表者又は役職員の互選により選出する。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故あるときは、会長の所属する事業者の代表者又は役職員のうち、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

- 4 会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 会長代理の任期は、会長の任期とする。

(子どもの体験活動の場の事業者の責務)

第6条 子どもの体験活動の場の事業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設全体に関わる維持管理業務の総括
- (2) 共有設備の必要な法定点検等の実施
- (3) 施設全体の電気及び水道の使用に必要な契約の締結
- (4) 一般廃棄物の収集に関する契約の締結

(構成員の報告義務)

第7条 各構成員は、次に掲げる事項について、会長に報告しなければならない。ただし、専ら当該構成員のみに関わる軽微な事項を除く。

- (1) 施設及び設備の滅失又は破損等の報告
- (2) 災害及びその他の事故等の発生状況の報告
- (3) 利用者の要望・苦情

(会議)

第8条 運営協議会は、会長が招集し、定期又は不定期に開催する。

- 2 定期会は月1回開催するものとする。
- 3 不定期会は必要に応じて開催するものとする。
- 4 運営協議会の開催にあたり、会長は、自らの施設を所管する市の部局に対して、次の期日までに議題を示して、通知を行うものとする。なお、期日経過後においても構成員及び市の部局の協議により議題を追加することができる。
  - (1) 定期会：会議開催の3日前(第9条に掲げる重要事項に関するものにあつては、7日前)まで
  - (2) 不定期会：会議開催の7日前まで
- 5 会長は、札幌市の部局から会議への出席の申し出があつた場合には、会議に出席させなければならない。
- 6 会長は、構成員から、施設での活動に関係する者を運営協議会に出席させたい旨の申出があつた場合には、会議に出席させなければならない。
- 7 運営協議会が必要であると認める経費について、協議の上、構成員から徴収することができる。なお費用負担の割合は協議によるものとする。

(重要事項の決定、変更等)

第9条 事業計画の決定、本会則の変更、廃止、その他施設運営上の重要な事項については、各構成員が施設所管部局と調整の上、運営協議会にて協議し決定する。

(施設維持管理費の負担)

第 10 条 施設全体の維持管理に係る費用等（別表 1－1）については、第 3 条の構成員がグラウンドを除く面積割（別表 1－2）により算定した金額をそれぞれ負担する。なお、別表 1－2 のうち構成員不在部分の床面積に係る金額については、市の施設所管部局が負担する。

2 別表 2－1 の費用については、第 3 条の構成員がそれぞれ負担する。なお、負担割合については、運営協議会にて協議の上、グラウンド及び構成員不在部分を除く面積割（別表 2－2）または第 3 条の構成員による等分とする。

3 別表 1－1 及び別表 2－1 に記載のない施設の維持管理に係る費用のうち、構成員の費用負担割合が不明なものについては、運営協議会と関係施設所管部局との協議により決定する。

(多世代交流・地域連携事業費の負担)

第 11 条 第 3 条の構成員は、多世代交流・地域連携事業の実施に当たり、前条の規定に関わらず、実施する事業の内容、各構成員の関与度等を勘案して定めた金額を負担する。

(電気・上下水道料)

第 12 条 電気・上下水道料については、全体の請求金額を施設内の子メーターの検針による使用量により按分した金額をそれぞれ負担するものとする。

2 ガス代、地域暖房、電話代、一般廃棄物処理、産業廃棄物処理及び清掃については、各入居者が必要に応じて個別に契約し、負担する。

(負担等の請求)

第 13 条 前 3 条の規定に基づき、費用を各事業者に請求する場合は、札幌市又は子どもの体験活動の場の事業者による各事業者あての請求書に施設全体分の負担が分かる請求書（契約の相手方等が発行したもの）及び按分表等各事業者の負担根拠が分かる書面を添付して行うものとする。

(入退会)

第 14 条 この施設に、入居する事業者は、必ず運営協議会の構成員となるものとし、この施設の利用を中止した事業者は、運営協議会の構成員ではなくなるものとする。

2 この施設に入居する事業者に変更があった場合は、遅滞なく運営協議会を開催し、必要な会則の変更を行わなければならない。

(施設の利用)

第 15 条 施設内は禁煙とし、施設利用者にも周知徹底しなければならない。

2 1階中央玄関、1階部分(南区保育・子育て支援センターを除く。)の廊下及びトイレは、各事業者及び施設利用者が使用できるようにしておかなければならない。

3 前項の部分については、当該部分を借り受けている事業者がそれぞれ維持管理を行うものとする。

4 その他、施設の利用に必要な場合は、施設管理要領を定めることができる。

(札幌市の確認・要請に対する対応)

第 16 条 各構成員は、運営協議会のいっさいに関する札幌市の確認・要請に対し、誠実に対応するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 各構成員又は構成員であった者、若しくは運営協議会の事務に従事する者又は運営協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、運営協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第 18 条 運営協議会において、個人情報を取り扱う必要が生じた場合は、札幌市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 35 号)及び「個人情報取扱注意事項」(別表 3)を遵守して行う。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、その都度、会議に諮って決定するものとする。

附 則

1 この会則は、平成 27 (2015) 年 3 月 27 日から施行する。

1 この会則は、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から施行する。

1 この会則は、平成 29 (2017) 年 9 月 1 日から施行する。

1 この会則は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日から施行する。

1 この会則は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から施行する。

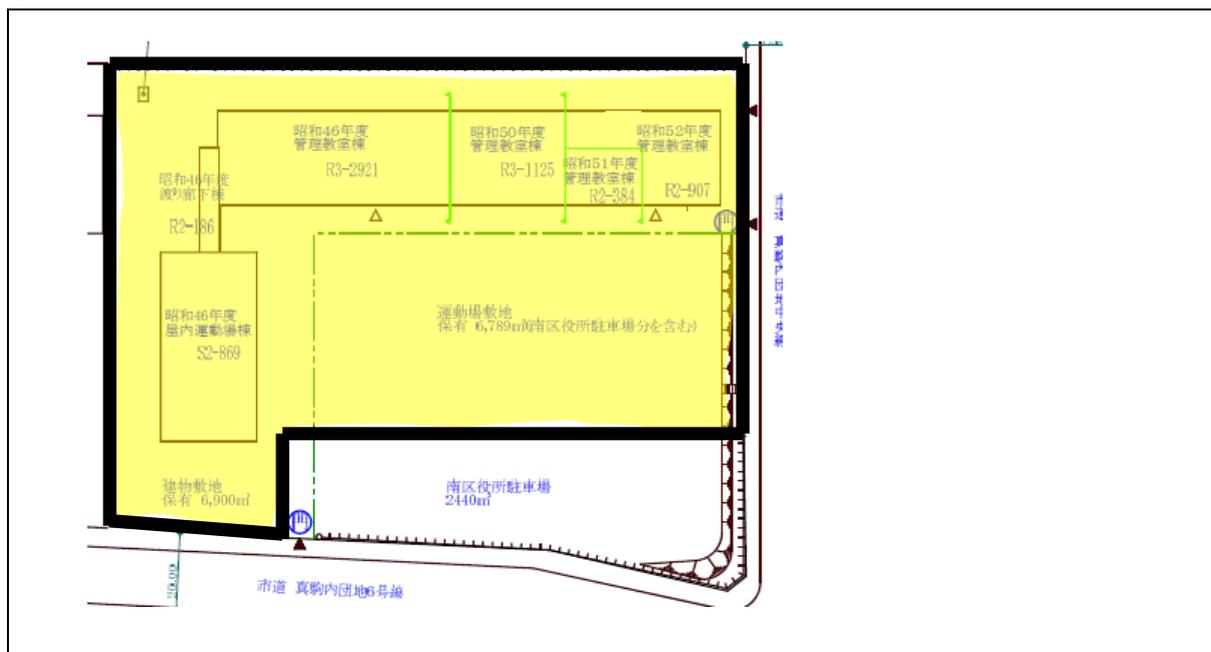
1 この会則は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から施行する。

1 この会則は、令和 5 (2023) 年 7 月 1 日から施行する。

1 この会則は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から施行する。

1 この会則は、令和 6 (2024) 年 9 月 1 日から施行する。

別図



別表 1 - 1

施設全体の維持管理に係る費用等

- 1 保全サポート業務に含まれる以下の経費
  - ・電気工作物（自家用電気工作物保安点検、自家発電設備保守点検）
  - ・消防設備点検（自動火災通報機保守、消防設備点検、誘導灯点検）
  - ・熱源機器（圧力容器法定点検）
  - ・飲料用タンク（飲料用水槽清掃、簡易専用水道検査）
  - ・加圧給水ポンプ（給水ポンプ保守点検）
  - ・建築基準法点検（防火戸設備点検、建築設備の点検、建築の点検）
- 2 その他施設維持に係る以下の経費
  - ・機械警備
- 3 特定建築物指定に伴う特定建築物維持管理業務に係る以下の経費
  - ・水質検査業務
  - ・空気環境測定業務
  - ・排水管清掃業務
  - ・定期清掃業務
  - ・ねずみ等の防除業務
  - ・建築物環境衛生管理技術者選任業務
- 4 運営協議会が共用と認める共用設備（給排水、電気、地域暖房、消防設備、防災設備等）の修繕（ただし、税込 50 万円を超える大規模な修繕については、札幌市と協議を行う。）
- 5 上記の費用の支払いに係る振込手数料

別表 1 - 2 (3 事業者と構成員不在部分の 2 施設所管部が面積割で負担する場合)

構成員等	施設所管部局	使用面積 (㎡)	費用負担割合	費用負担 割合 (%)
子どもの体験活動の場	子ども未来局 子ども育成部	2243.48	2243.48/6384.53	35.14
南区保育・子育て支援 センター	子ども未来局 子育て支援部	405.77	405.77/6384.53	6.36
(うち、子育て支援分)		(261.79)	(261.79/6384.53)	(4.10)
(うち、小規模保育分) ※1		(143.98)	(143.98/6384.53)	(2.26)
構成員不在部分 (旧札幌市立大学)	まちづくり政策局 政策企画部	764.43	764.43/6384.53	11.97
教育支援センター真駒 内・まこまる教育相談 室	教育委員会 児童生徒担当部	1163.94	1163.94/6384.53	18.23
構成員不在部分 (2F 一部)	子ども未来局 子ども育成部	1806.91	1806.91/6384.53	28.30
合計		6384.53	—	100.00

※1 小規模保育は子ども未来局支援制度担当部が所管する。

別表 2 - 1

<p>敷地の管理等、以下の施設維持管理に係る費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有敷地内の除草・樹木の剪定・清掃・除雪等の費用</li> <li>・ 防火対象物点検費用</li> <li>・ 暖房設備保守管理業務費用</li> <li>・ AEDリース費用</li> <li>・ 通報用電話費用</li> <li>・ 地下ピットの水処理費用</li> <li>・ その他軽微な設備の修理・交換費用等</li> <li>・ 上記の費用の支払いに係る振込手数料</li> </ul>
---

※2 会則第3条の構成員に札幌市所管部局は含まれていないが、構成員不在部分に係るため、通報用電話費用等分負担等分割に札幌市所管部局を含め別表 2 - 1 に記載する。

別表 2 - 2 (5.7.1~6.3.31 まで) 5 事業者が面積割で負担する場合

構成員等	施設所管部局	使用面積 (m <sup>2</sup> )	費用負担割合	費用負担 割合(%)
子どもの体験活動の場	子ども未来局 子ども育成部	2243.48	2243.48/5171.30	43.38
南区保育・子育て支援 センター	子ども未来局 子育て支援部	405.77	405.77/5171.30	7.85
(うち、子育て支援分)		(261.79)	(261.79/5171.30)	(5.06)
(うち、小規模保育分) ※1		(143.98)	(143.98/5171.30)	(2.79)
札幌市立大学	まちづくり政策局 政策企画部	764.43	764.43/5171.30	14.78
教育支援センター真駒 内・まこまる教育相談 室	教育委員会 児童生徒担当部	1163.94	1163.94/5171.30	22.51
真駒内聖母幼稚園	子ども未来局 子ども育成部	593.68	593.68/5171.30	11.48
合計		5171.30	—	100.00

※1 小規模保育は子ども未来局支援制度担当部が所管する。

別表2-2 (6.4.1~6.8.31まで) 4事業者が面積割で負担する場合

構成員等	施設所管部局	使用面積 (㎡)	費用負担割合	費用負担 割合(%)
子どもの体験活動の場	子ども未来局 子ども育成部	2243.48	2243.48/4406.87	50.91
南区保育・子育て支援 センター	子ども未来局 子育て支援部	405.77	405.77/4406.87	9.21
(うち、子育て支援分)		(261.79)	(261.79/4406.87)	(5.94)
(うち、小規模保育分) ※1		(143.98)	(143.98/4406.87)	(3.27)
教育支援センター真駒 内・まこまる教育相談 室	教育委員会 児童生徒担当部	1163.94	1163.94/4406.87	26.41
真駒内聖母幼稚園	子ども未来局 子ども育成部	593.68	593.68/4406.87	13.47
合計		4406.87	—	100.00

※1 小規模保育は子ども未来局支援制度担当部が所管する。

別表2-2 (6.9.1~) 3事業者が面積割で負担する場合

構成員等	施設所管部局	使用面積 (㎡)	費用負担割合	費用負担 割合(%)
子どもの体験活動の場	子ども未来局 子ども育成部	2243.48	2243.48/3813.19	58.84
南区保育・子育て支援 センター	子ども未来局 子育て支援部	405.77	405.77/3813.19	10.64
(うち、子育て支援分)		(261.79)	(261.79/3813.19)	(6.86)
(うち、小規模保育分) ※1		(143.98)	(143.98/3813.19)	(3.78)
教育支援センター真駒 内・まこまる教育相談 室	教育委員会 児童生徒担当部	1163.94	1163.94/3813.19	30.52
合計		3813.19	—	100.00

※1 小規模保育は子ども未来局支援制度担当部が所管する。

### 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 各構成員は、運営協議会の業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 各構成員は、運営協議会の業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 各構成員は、その使用する者が運営協議会の業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この運営協議会を退会した後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 各構成員は、運営協議会の業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、札幌市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 各構成員は、運営協議会の業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、札幌市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 各構成員は、運営協議会の業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 各構成員は、運営協議会の業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに札幌市に返還するものとする。ただし、札幌市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 各構成員は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに札幌市に報告し、札幌市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 札幌市は、各構成員が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。